

**特設行政相談所を開設します**

秋の行政相談週間10月17日(月)～23日(日)が始まります。これに伴い市では「特設行政相談所」を開設します。

例えば、毎日の暮らしの中で「困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない」「わかりづらい道路案内標識を改善してほしい」など、困っていること、望んでいることなどはありませんか？

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者で、国や県、市、などが行っている仕事に対する意見・要望などを住民から受け、助言や関係行政機関への通知などを行い、問題解決の促進を図っています。相談は無料で、秘密は厳守されます。

**《特設行政相談所》**

日時 10月26日(水)  
午後1時～3時

場所 笠間ショッピングセンター  
ポレポレシティ1階セントラルコート

**《行政相談委員》**

磯 靖子(稲田)  
柴田 良子(大田町)  
茂呂 裕(下郷)

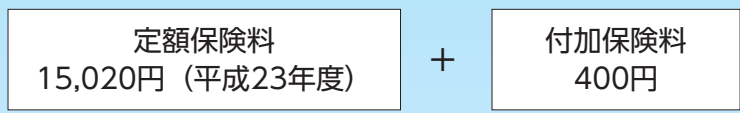
※予約申込みは不要です。お気軽にご相談ください。なお、特設日以外でも、毎月第4水曜日に友部公民館1階相談室で受け付けていますので、ご利用ください。

【問合せ】  
秘書課 (内線225)

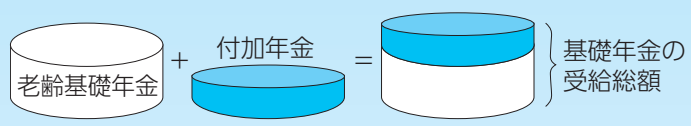
**ご存知ですか？ 国民年金の「付加年金」制度**

国民年金の第一号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

●付加保険料は、月額400円です。



●付加年金の受給額(年額)は、『200円×付加保険料を納付した月数』です。



※毎年、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

たとえば付加保険料を10年間納付したとすると…

- 付加保険料の納付総額は48,000円になります。  
400円×120月(10年)＝48,000円
- 付加年金の受給額は24,000円(年額)になります。  
200円×120月(10年)＝24,000円

↓  
毎年、老齢基礎年金に付加年金24,000円が上乗せされます。

**付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になります。**

- ※付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。
- ※付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。
- ※国民年金基金に加入の方は、付加年金に加入することができません。
- ※付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は翌月末です。

《付加年金は任意加入です》

【問合せ・申込み】 保険年金課(内線141) 笠間支所市民窓口課(内線72124) 岩間支所市民窓口課(内線73182)

**らくようかん 楽腰館 東平鍼灸接骨院**

笠間市東平2丁目12番8号 県立中央病院通り沿い  
TEL 0296-77-9939  
休診日/木曜日

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00～12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30～8:30	○	○	○	/	○	○	○

**土・日 診療中!**

- 往療可
- 急患受付
- 通院送迎実施中(無料)